

# ごみ収集曜日カレンダー

ごみの収集日は校区(地区)によって異なります。  
あなたのまちの収集日をご確認ください。

効率良く確実な収集を行うために、**当日の朝8時まで**に決められたごみステーションへ出してください。

分別区分 校区(地区)		燃やせるごみ	破碎ごみ 有害ごみ	缶・びん・ ペットボトル	紙・布	プラスチック 容器包装
A	高松第一 (松島・築地・新塩屋町) 花園・新番丁(四番丁)・塩江	毎週 火曜日 金曜日	第2 第4 月曜日	第1 第3 木曜日	第2 第4 木曜日	毎週 水曜日
B	新番丁(日新・二番丁) 亀阜・庵治・牟礼北部	毎週 月曜日 木曜日	第2 第4 金曜日	第1 第3 火曜日	第2 第4 火曜日	毎週 水曜日
C	栗林・太田 香川(浅野)	毎週 月曜日 木曜日	第1 第3 金曜日	第2 第4 火曜日	第1 第3 火曜日	毎週 水曜日
D	木太・林・多肥 国分寺南部	毎週 火曜日 金曜日	第1 第3 月曜日	第2 第4 木曜日	第1 第3 木曜日	毎週 水曜日
E	檀紙・弦打・香西・鬼無 下笠居・国分寺北部	毎週 月曜日 木曜日	第2 第4 火曜日	第1 第3 金曜日	第2 第4 金曜日	毎週 水曜日
F	鶴尾・一宮・円座・川岡 香川(川東)	毎週 月曜日 木曜日	第1 第3 火曜日	第2 第4 金曜日	第1 第3 金曜日	毎週 水曜日
G	前田・三谷・川添・仏生山 川島・十河・西植田・東植田 香南・香川(大野)	毎週 火曜日 金曜日	第1 第3 木曜日	第2 第4 月曜日	第1 第3 月曜日	毎週 水曜日
H	屋島・古高松 牟礼南部	毎週 火曜日 金曜日	第2 第4 木曜日	第1 第3 月曜日	第2 第4 月曜日	毎週 水曜日

※土・日曜日の収集はありません。年末の可燃ごみの収集については、広報紙・ホームページに掲載のごみ収集カレンダーをご確認ください。

※祝・休日にも収集いたします。

※詳細は、広報紙・ホームページに掲載のごみ収集カレンダーをご覧ください。

※きちんと分別し、持ち出しのマナーを守って出しましょう。

※「燃やせるごみ」と「破碎ごみ」は指定収集袋に入れて出してください。

○校区(地区)について一部例外もあります。不明な点がございましたらお問い合わせください(最終ページ参照)。

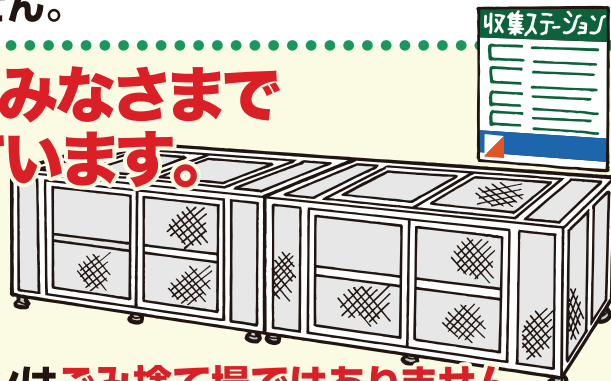
高松市  
ホームページ▶



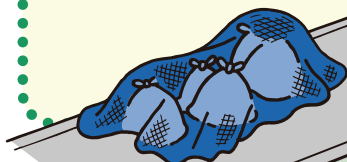
- 分別できていないごみ、収集日が違うごみ、収集終了後に出されたごみは収集できません。
- 引越し、り災、遺品整理などで出る**一時多量ごみ**はステーションには出せません(定期収集では回収されません)ので、ご注意ください。
- 事業系ごみは、ステーションに出せません。

## ごみステーションは、利用者みなさまで管理していただくことになっています。

分別ができていないごみや収集日が違うごみは、地区の当番の方や管理人の方が苦勞して片付けをされています。収集日はきちんと確認し、収集日の異なるごみを出さないように気をつけましょう。また、道路に接しているごみステーションにごみを出されている方は、ごみが飛散しないように防鳥ネット等を利用しましょう。



ごみステーションは**ごみ捨て場ではありません**。  
利用の際は、管理者にご相談ください。



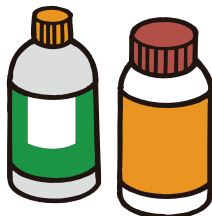
# ごみステーションに出せないもの

販売店などで引き取ってもらうか、専門の業者に処理を依頼するなど、適切に処理してください。

## 危険・有害物

- 農薬・薬品など有害・有毒性を有する物
- 廃油・塗料・ガスボンベなど引火性を有する物
- 注射器・注射針
- その他  
漂白剤、溶剤（シンナー）、未使用の花火、固形燃料など

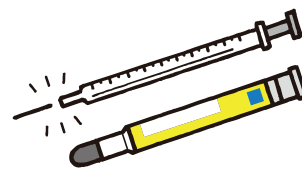
○農薬



○ガスボンベ



○注射器・注射針



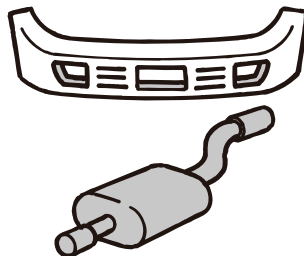
## 運搬・処理困難物

- ピアノ
- 耐火金庫などの重量物
- 自動車部品  
マフラー・バンパーなど
- ブロック、レンガなど
- その他  
石・小石・土砂、鋼板、鉄筋、ワイヤーロープ、水中ポンプ（重量10kg超）、仏壇、神棚など

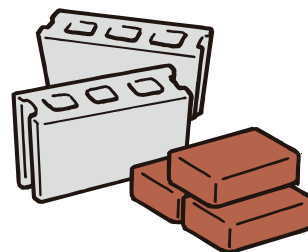
○ピアノ



○自動車部品



○ブロック・レンガなど

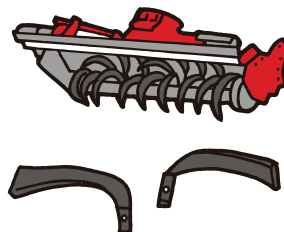


## 産業廃棄物・事業系ごみ

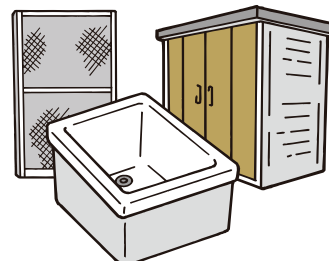
- 事務所・商店・工場など家庭以外から排出されるすべての品物
- 田植え機、トラクターの爪などの農機具
- その他  
漁業用網、農業用ビニールシート、あぜ波、ハウス用パイプなど

- 請負工事で発生したもの  
網戸、アルミサッシ、温水器、ガラス、瓦、剪定ごみ、洗面化粧台、畳、建具、流し台、風呂釜、ボイラー、物置、浴槽など

○農機具



○請負工事で発生した建具など

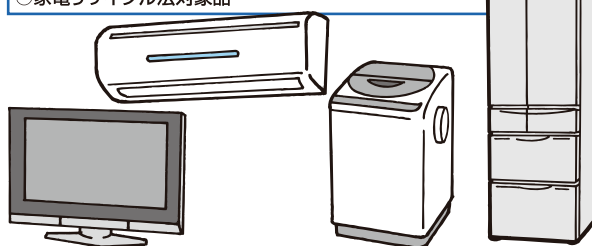


## 法律等で回収方法が定められ、再資源化するもの

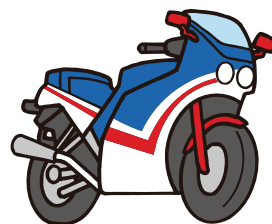
詳しくは14~17ページをご覧ください。

- 家電リサイクル法対象品  
テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫
- 二輪車（オートバイ）
- パソコン
- 携帯電話機（PHS含む）
- 小型充電式電池・ボタン電池
- FRP船
- 消火器

○家電リサイクル法対象品



○二輪車（オートバイ）



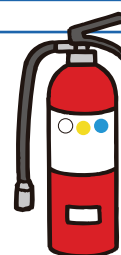
○パソコン

○小型充電式電池、ボタン電池

○FRP船

○消火器

詳しくは8、14ページをご覧ください。



パソコン、小型充電式電池は、市が設置する回収ボックスに投入してください。